

「北九州市の地域福祉2011～2020」に掲載された市(行政)の主な取組と課題

資料3

施策	N 0	主な取組	掲載内容	取組内容	課題
①市民の地域福祉に対する意識の醸成	1	「北九州市の地域福祉」の普及・啓発	市民一人ひとりが地域福祉の重要性を理解し、取組みを実践・継続していくための広報・啓発。	・平成24・25年度に地域福祉啓発パンフレット「共に支え合う地域福祉のまちづくり」を作成し、校(地)区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉協力員、自治会、まちづくり協議会、老人クラブ連合会等へ配布、市民センター等に配置した。	・一般市民の認知度向上
	2	市職員の地域への関わり	市民サービスの担い手として働く市職員が、地域活動の意義や重要性を理解するとともに、地域の様々な活動に率先して参加するよう意欲の向上を図る。	・市職員が地域の様々な活動に率先して参加するよう意欲の向上を図るため、職員の功績表彰制度において、「地域貢献活動」を「職員全体の名誉を高め、信用を深める善行」の一つとして表彰の対象としている。 【表彰人数】23年度27人、24年度22人、25年度11人、26年度14人、27年度10人 ・職員の自己申告書や採用試験の履歴書に自治会などの地域活動への参加状況の記載欄を設け、所属長から加入を働きかけている。 ・自治会活動の重要性や市職員の職務と自治会との関係等について、新規採用職員研修や中堅職員向けのライフプランセミナーで説明を行い、地域活動への参加を呼びかけている。 【平成27年時点での職員の自治会・町内会加入率】84.8%	
	3	福祉・ボランティア教育の推進	小・中学生自らが地域社会の一員であることを理解し、他人を思いやる心やボランティア精神を育む。	・福祉・ボランティア教育を実践するツールとして小・中学生用副読本・中学生用指導書を作成し、授業において活用している。 ・総合的な学習の時間や学校行事等での高齢者や障害のある人との交流、ボランティア体験活動や関係機関等と連携し、児童生徒が社会にかかわったり、社会に働きかけたりする体験的な学習を実施している。	・学校の教育活動全体を通じた理解の促進
	4	家庭・地域・学校の連携の推進	子どもに様々な体験活動の機会を提供することによって、地域ぐるみで子どもを見守り育む意識を高め、地域全体で子どもの健全育成に取り組む機運を醸成。	・地域人材を「スクールヘルパー」として登録し、学校と連携して子どもへの支援を実施。 【平成27年度活動延べ人数124,804人(学校支援ボランティア、ブックヘルパー含む)】 ・地域や大学等の協力のもと学校の教育活動の支援を充実・促進するための「学校支援地域本部」の設置。【平成27年度の実施校数47校】 ・「北九州の企業人による小学校応援団」と連携し、企業がもつ人材や経営のノウハウなどを活かした出前授業や体験学習、教職員を対象とした研修の実施。【平成27年度の実施校数70校】 ・市民センターにおいて地域・子ども交流事業(世代間交流・体験活動)の実施。 ・障害のある子どもたちと地域の子どもや大人が交流する場として「生き生きバリアフリー」の実施。 ・小学校4～6年生が市民センターに1週間程度宿泊、通学しながら様々な生活体験や異年齢・地域の大人との交流を行う「生活体験通学合宿」の実施。 ・青少年が参加可能な社会体験やボランティア体験の機会や場づくりを行い、さまざまな体験活動を紹介した冊子「キッズチャレンジ」を発行(年2回、全小学生に配布)している。 ・市内で活動する青少年育成団体(子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団等)の高校生～おおむね30歳の青年で構成する「青少年育成シニアリーダー会議「ぼんて」」を設置し、若手リーダーのスキルアップや活躍の場づくりを実施。 【平成27年度 青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験活動者数5,415人】 ・コンビニ店、カラオケ店、ゲームセンター、タクシー等の企業や、青少年に関わる市民団体等と「はいかい防止声かけネットワーク」を立ち上げ、子どもの深夜はいかい防止と安全を守る活動を平成28年7月から行っている。	・子どもの地域行事・市民センター行事等への参加促進

施策	N 0	主な取組	掲載内容	取組内容	課題
①市民の地域福祉に対する意識の醸成	5	地域で暮らすすべての人の人権の尊重	年齢・性別・障害の有無・国籍・社会的身分又は門地などを問わず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きることができるよう、人権教育・人権啓発に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間や福岡県同和問題啓発強調月間における啓発行事 ・人権に関する視聴覚教材やテレビCMの制作、情報誌の配布 ・人権の約束事運動【平成27年度末で1,251団体が登録】 ・市民センター等での人権研修・講座【平成27年度の人権市民講座334回、参加者数16,819人】 ・家庭教育学級【平成27年度の家庭教育学級487回、のべ参加者数11,858人】 ・人権文化のまちづくり講演会(平成25年度以降、各年度1回開催) ・特別人権授業(各年度1回開催) ・教職員の人権意識と指導力向上のための研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の約束事運動への高校・企業などの参加 ・人権啓発指導者としての市民センター館長等の意識や資質の向上 ・若い教員等への人権感覚の浸透
②お互いに支え合う関係づくりの促進	6	地域における交流の場づくりの促進	地域の居場所づくり(サロン活動)や、地域ぐるみで子育てを支える取組を進めるため、市民センターなどを拠点とした子育て支援活動を推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成5年度から推進してきた校(地)区社会福祉協議会の基本活動「ふれあいネットワーク活動」のメニュー事業として平成23年度より地域の高齢者の居場所づくりとして「高齢者のサロン事業」に助成している。 ・サロン活動の展開により、住民主体の小地域福祉活動の活性化にもつながっており、地域の生活課題の支援にも取り組むなど多様な活動に発展している校(地)区社会福祉協議会もある。【サロン実施校(地)区:23年度55地区、24年度74地区、25年度82地区、26年度99地区、27年度104地区】 ・区役所等で子育て中の親と子が気軽に集い、相互に交流を図る場である「親子ふれあいルーム」を運営している。また、市民センターをはじめ、子育て支援団体、育児サークル等と連携し、ネットワーク化を図るなど、地域における子育て支援に取り組んでいる。【平成27年度の延べ利用者数(乳幼児)43,117人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校(地)区でのサロン開設 ・介護・認知症予防等の健康づくりの取組の活性化 ・閉じこもりがちな人の参加促進 ・親子ふれあいルームの質の向上や利用促進
	7	高齢者や障害のある人の社会参加の支援	加齢による心身機能の低下や障害などに伴う生活上の問題を抱える人であっても、能力や意欲を活かして地域でいきいきと生活し社会参加することができるよう、就労、地域における住まいの確保、コミュニケーションなどに対する支援、障害や加齢による心身機能の低下に対する正しい理解の普及などを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の正しい障害理解や配慮の実践を促進する人権啓発冊子の作成・配布を行う「こころのバリアフリー啓発事業」の実施。 ・「北九州障害者しごとサポートセンター」での就業支援、日常生活、社会生活上の指導・助言の実施。【新規登録者数】23年度81人、24年度93人、25年度72人、26年度59人、27年度83人【就職件数】23年度79人、24年度88人、25年度90人、26年度88人、27年度67人 ・障害者スポーツセンターの運営、障害者スポーツ大会、障害者芸術祭等の開催補助、巡回スポーツ・水泳教室の実施。 ・障害者福祉会館(東部・西部)・点字図書館・聴覚障害者情報センターにおいて資格講座・生活教室の開催、情報収集・提供を行っている。 ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳ガイドヘルパー、点訳・音訳・手話奉仕員の養成・派遣。 ・すこやか住宅改造助成事業の実施。【平成27年度213件、(高齢197件、障害16件)】 ・サービス付き高齢者向け住宅の普及。【平成28年3月末現在の登録数1,265戸】 ・「北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店紹介制度」【市内39店の不動産店舗が登録済】北九州市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居支援策としての検討を行い、28年5月27日から実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の施行に伴う人権啓発冊子の内容見直し ・改正障害者雇用促進法に伴う障害者就業支援の拡充 ・各種施設・制度の周知と利用促進、協力者の拡大

施策	N 0	主な取組	掲載内容	取組内容	課題
②お互いに支え合う関係づくりの促進	8	認知症対策の一体的な推進	「認知症サポーター」のさらなる養成や「認知症コールセンター」の活用、予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した取組みなど総合的な認知症対策の充実・強化。	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症サポーター」の養成【27年度末サポーター数 64,922人】 ・「認知症・介護家族コールセンター」は平成23年度より面接相談を開始し、平成28年4月に開設した「認知症支援・介護予防センター」内に事務所を移転。介護経験者を相談員とすることにより、認知症の知識や介護技術だけではなく、精神面も含めた支援を行っている。 ・認知症ケア全体の流れを概念図で表し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、一人ひとりの状態に応じた医療・介護分野におけるケアの流れを示す「認知症ケアパス」、早期発見と認知症についての啓発を促す「認知症チェックリスト」の作成に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症サポーター」の更なる養成 ・「認知症ケアパス」「認知症チェックリスト」の作成、普及啓発
③地域の保健福祉活動の促進	9	活動に携わる人材の育成支援	社会福祉ボランティア大学校や年長者研修大学校といった各種施設や、区役所などで開催する各種講座・研修などを通じて、地域における保健福祉活動に携わり、活動をリードしていく人材の育成を支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉ボランティア大学校において地域福祉の活動主体を育成するための研修を企画・実施。【受講者数：25年度3,404人、26年度3,202人、27年度4,052人】 ・年長者研修大学校周望学舎・穴生学舎では、高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいづくりや健康づくりを促進し、地域活動を担う高齢者の人材育成を実施。【平成27年度の受講者数：周防学舎546人、穴生学舎467人】 ・各市民センターを拠点として地域における子育てサポーターを養成。各区の子育てサポーターリーダーの資質向上を図るための「子育てサポーターリーダーフォローアップ研修」、全区の子育てサポーターが交流する場「のびのび交流会」(年1回)を実施。【子育てサポーター登録者数：27年度末1,391人※新規登録者は増加傾向】 ・「生涯学習指導者育成セミナー」を実施。セミナー修了者は、社会教育主事・主事補や市民センター館長等になるなど、地域における生涯学習活動のリーダーとして活動。【生涯学習指導者数：27年度末13人】 ・生涯学習推進コーディネーター配置(配置数：27年度末83人) 地域の生涯学習活動の企画・運営を行っており、コーディネーターから市民センター職員になるなど、地域活動を担う人材の育成に繋がっている。 ・地域デビュー支援事業(実施市民センター数：平成27年度末累積51館) 市民センター単位で、団塊世代等の地域活動に取り組む人材を地域につなぎ、育成する為の講座やワークショップ等を開催。受講生として参加したことを契機に、地域活動に取り組み始めるなど、地域デビューに繋がる例が見られ、着実に効果が出ている。 ・地域づくりマネジメント研修(参加者数：25年度69人、26年度72人、27年度39人) まちづくり協議会の事業担当等を対象にした研修により、まちづくり協議会の組織強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修終了後に地域福祉活動へ結びつけるための各区ボランティア・市民活動センターとの連携強化 ・団塊世代の地域づくりリーダーとしての活躍促進
	10	地域で活動しやすい環境づくり	地域福祉のネットワークを構成する地域住民や地域活動団体などが、地域で活動しやすい環境づくりを進めるため、団体間などの連携を強化するとともに、きめ細かな相談への対応や活動へのアドバイスなどの支援を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・各区役所に「いのちをつなぐネットワーク係長」や「地域支援コーディネーター」を配置し、民生委員・児童委員(概ね300~400世帯に1人程度)と福祉協力員(概ね50~100世帯に1人)の相談や活動のアドバイス、団体間の連携促進などを行っている。【福祉協力員数】23年度6,631人、24年度7,016人、25年度6,711人、26年度6,687人、27年度6,964人 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り対象世帯が増加する中、担い手となる民生委員・児童委員、福祉協力員などの新たな活動者の育成

施策	N 0	主な取組	掲載内容	取組内容	課題
③地域の保健福祉活動の促進	11	地域における健康づくり活動の推進	市民センターなどの地域関係諸施設を拠点に、生活習慣病、その重症化の予防、食育の推進、歯と口の健康づくりなどに住民が主体となって取り組む事業を推進。地域で健康づくりや介護予防活動を積極的に推進する人材の育成。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会が市民センター等を拠点として、健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、保健師等の協力により、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標の設定・計画づくり・実践・事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を行っている。 【実施団体数】 23年度97団体、24年度108団体、25年度111団体、26年度115団体、27年度121団体 ・地域における健康づくり・介護予防を推進するリーダー育成のため、健康づくり推進員などを養成するとともに、地域で行う健康づくり・介護予防に関する情報発信やウォーキングなどの活動の側面的支援を行っている。 【平成27年度の健康づくり推進員会員数708人、介護予防運動普及員数601人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会全137団体での健康づくり事業実施 ・実施校区における担い手の高齢化、活動のマンネリ化 ・総合的な介護予防のための他事業との体系化・統合 ・健康づくり推進員の認知度向上、養成研修への参加促進 ・介護予防運動普及員の活動状況の把握
	12	分かりやすい情報提供の促進	地域包括支援センターなどの各種相談窓口や、市政だより・市のホームページなどの広報媒体を通じて、地域の保健福祉活動や公的サービスに関する分かりやすい情報の提供に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターは、高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する「総合相談窓口」として、相談対応時や地域の集会への参加、他の関連機関との研修会、リーフレットの作成等を通して適切な情報を提供している。 ・「高齢者のためのサービスガイド」、「障害者の福祉ガイド」(毎年度)、「市民が担う成年後見制度」(25年度)、「権利擁護マップ」「高齢者虐待防止チラシ」(25～27年度)を作成・配布している。 ・子育て中の方が、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、子育てマップや子育てナビ、情報誌等の内容や情報提供方法の充実を図った。 ・地域で自主的に活動する育児サークルやフリースペースの活動状況の調査を実施し、その情報を冊子やホームページにまとめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの認知度向上 ・支援が必要な人に必要な情報が届くための仕組みづくり

施策	N 0	主な取組	掲載内容	取組内容	課題
④支援を必要とする人に対する支援ネットワークの構築	13	いのちをつなぐネットワーク事業の充実・強化	何らかの支援を必要とする人が、それにもかかわらず周囲から孤立し、様々な制度やサービスが受けられない状態に陥り大事に至ることがないように、地域住民や民間企業、地域活動団体や行政などが一体となって、見守り・支援体制のさらなる充実・強化に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月に組織改正を行い、区役所の保健福祉部門の統括として「いのちをつなぐネットワーク係」を新設。民生委員・児童委員の担当部署として対応するとともに、地域の会合への積極的な参加により信頼関係を築いている。 ・区役所において各部署との連携強化を図るため、必要に応じて「いのちをつなぐネットワーク庁内連絡会議」を開催し、個別支援の方法や地域との連携の仕方などについて検討している。 ・高齢者や障害者などの見守りは、地域の民生委員や福祉協力員、自治会などの地域の力と宅配事業者やライフラインなどの民間企業等からなる「いのちをつなぐネットワーク協力会員」により行い、支援が必要な市民が地域の中で孤立することがないように取り組んでいる。 【平成27年のいのちネット協力会員75社・団体】 ・オートロックのマンションや町内会に加盟していないマンションなど、実態を把握することが困難な集合住宅の見守りについて、民生委員・児童委員協議会とNPO法人福岡県マンション管理組合連合会との間で、平成27・28年度に意見交換会を実施し、お互いの不安要素や今後の対応などを協議した。 ・マンションへ管理人を派遣している民間事業者へ出前講演として、いのちをつなぐネットワーク事業の説明と認知症サポーター研修を実施し、集合住宅への周知を行った。 ・安否を確認する必要が発生した場合、警察や消防の救急隊の協力により早期の発見に努めている。消防の救急隊が現場で病院搬送を勧めても拒む場合などには、当該区のいのちネット係長と保健師等が訪問し、健康状態の確認や病院受診の説得などを行っている。 ・警察にも北九州管内で発生した独居死の統計をいただくなど、実態把握に協力いただいている。 ・「個人情報保護」を適正に理解し、個人情報を正しく活用しながら、関係者が連携・協働し、見守り・支え合い活動を円滑に進めていくことを目的に、平成26年2月に民生委員や福祉協力員等の地域福祉活動者向けのパンフレットを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、福祉協力員など見守り活動の担い手の確保 ・「いのちネット協力会員」への加入促進 ・個人情報の保護と活用の両立 ・支援・見守りを拒む要支援者への対応
	14	区保健・医療・福祉・地域連携推進協議会活動の推進	保健・医療・福祉関係者、地域住民や地域活動団体、民間事業者、学校、行政などで構成される各区の「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」の活動を支援し、各区の特性を活かしながら、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉のネットワーク作りや地域連携の推進のため、各区で保健・医療・福祉・地域連携推進協議会（「推進協」）を組織している。推進協では、高齢者支援、子育て支援、健康づくりなどの専門部会に別れ、民生委員・自治会等の地域関係者、医療・介護・福祉関係者、警察・消防等の行政職員との間で意見交換を行い、関係者の連携を進めている。 【平成27年度 開催回数】総会11回、専門部会44回 ・平成23年度から推進協の事務局をコミュニティ支援課から保健福祉課に変更したことにより、福祉分野の専門的なニーズの把握と対応ができるようになっていく。 ・推進協議会やまちづくり協議会等と連携し、子育てに関するボランティア活動や地域特性を生かした子育て支援活動等を支援している。 【子育て支援のための活動回数：25年度130回、26年度201回、27年度184回】 【推進協の構成員】 ・医療関係者・・・医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関ほか ・地域団体・・・自治会、老人クラブ、婦人会、民生委員・児童委員協議会、小・中学校PTA、食生活改善推進員協議会、健康づくり推進員の会ほか ・福祉関係団体・・・社会福祉協議会、社会福祉関係団体ほか ・行政など・・・警察、消防、区役所ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・区によって活動に差が見られる

施策	N 0	主な取組	掲載内容	取組内容	課題
	15	「ふれあいネットワーク連絡調整会議」の支援の強化	校(地)区社会福祉協議会を中心に行われている「ふれあいネットワーク連絡調整会議」において、要支援者の把握や見守りに関する情報共有、声かけや見守りの役割分担などについて話し合い、地域での課題解決を行うことができるよう、校(地)区社会福祉協議会の活動を支援し、各団体との連携を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 市内154校(地)区社会福祉協議会のうち、連絡調整会議を毎月開催しているのは、69校(地)区(約45%)で、隔月開催も含むと、122校(地)区(約80%)が定例的に会議を開催している。 北九州市社会福祉協議会が、リーフレット「プチボなまちづくり」を作成し、ふれあいネットワークを中心とした小地域福祉活動の推進を啓発している。 	<ul style="list-style-type: none"> 不定期開催の校(地)区への支援
④支援を必要とする人に対する支援ネットワークの構築	16	関係機関の連携の強化	徘徊する認知症高齢者や虐待を受けている児童・高齢者、ニートや引きこもりといった社会的自立に困難を抱えた若者など、支援を必要とする人に対して、重大な事態を未然に防ぐとともに適切な支援を行うことができるよう、関係機関同士が連携して対応する。	<ul style="list-style-type: none"> 徘徊高齢者の早期安全確保のために、警察、区推進協、タクシー会社等と連携し、夜間・休日も含めて電子メールで探索協力を依頼する「徘徊SOSネットワークシステム」を構築。 ひきこもりの問題を抱えた当事者や家族を支援するための相談、居場所作り、情報発信・関係機関の連携の拠点として「ひきこもり地域支援センター」を設置。 【平成27年度の相談件数1,518件(来所432件、電話894件、訪問145件、その他47件)】 支援が遅れがちな「社会的ひきこもり」の問題に取り組む支援者が一堂に会し、情報交換を行うことで、ネットワークの構築や支援の質の向上を図るため、年3回「ひきこもり支援実務者連絡会」を開催(精神保健福祉センター)。 障害のある人の暮らしを支えるための仕組みや、関係機関によるネットワークづくりを目的として、保健・医療・福祉・教育・雇用などの関係機関が協議や連携を進めるための場である「北九州市障害者自立支援協議会」を設置。解決が困難な事例への対応等について協議するとともに支援機関職員等を対象にした研修会等を実施し、障害者支援の質の向上や、障害者基幹相談支援センターを含めたネットワークの構築・強化に努めている。 発達障害者支援センター「つばさ」では、市民や関係機関等に対する研修の実施や、相談支援・就労支援を必要に応じて関係機関と連携しながら行っている。【平成27年度の相談支援実人数1,011人、外部から講師依頼を受けた研修回数32回・延対象者数2,198人】 平成24年10月から施行された「障害者虐待防止法」の円滑実施を図るため、「障害者虐待防止センター」を「障害者基幹相談支援センター」に併設。障害者に係る虐待案件(虐待の恐れがあるものも含む)に対して、関係機関と連携しながら取り組んでいる。また、事業所等への正しい虐待知識の周知とともに適切な対応をはかるため、毎年、障害福祉サービス事業所の管理者やサービス管理責任者等を対象として障害者虐待防止啓発研修を開催。 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応および適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会、要保護児童対策実務者会議等、関係機関の連携及び子ども総合センターと各区子ども・家庭相談コーナーの連携を強化し、虐待の通告・相談から支援までの体制の充実を図った。 全国の児童相談所間の情報共有、警察との連携により、虐待の発生予防・早期発見・早期対応及び適切な支援に努めている。 社会生活を円滑に営む上で、様々な困難を抱える子どもや若者を総合的にサポートしていく総合相談窓口として、平成22年10月に「子ども・若者応援センター『YELL』」を開設。相談業務や情報提供のほか、自立度に応じて、農業体験や仕事体験、ボランティアなどのプログラム活動、保護者のためのセミナーなども行った。また、教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護等の関係機関により「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、支援のためのネットワークづくりを行っている。 【平成27年度の「YELL」相談件数2,237件(来所758件、電話1,479件)、プログラム利用者数1,185人】 	<ul style="list-style-type: none"> 徘徊SOSネットワークシステム協力団体の参加促進、活性化 社会復帰を目指した支援がより困難な長期ひきこもりの方へのスモールステップで継続的な支援 成人期以降の発達障害の方の相談ニーズの増加に伴う家族への支援の充実 虐待を受けた子どもの心のケア、保護者への再発防止策 「YELL」から他の適切な専門機関へのスムーズなリファー(つなぎ)、自立に向けた支援メニューの充実

施策	N 0	主な取組	掲載内容	取組内容	課題
④支援を必要とする人に対する支援ネットワークの構築	17	災害時要援護者避難支援事業の推進	迅速・安全に避難することが困難な高齢者などに対する災害時の支援体制づくりを関係団体や関係機関、行政がともに推進。介護や医療など特別な支援が必要な人が利用することのできる「福祉避難所」の設置を進めるとともに、災害時に必要とされるこころのケアについても相談体制の整備やシステムの構築を目指す。	<p>・災害対策基本法の一部改正に伴い、平成26年4月より「避難行動要支援者避難支援事業」を開始。自治会を中心に新たな共助体制の仕組みづくりに取り組んでいる。避難の際に支援が必要な高齢者や障害者の方々の情報を、本人の同意のうえ、自治会や民生委員、社会福祉協議会など避難支援等関係者に平時から提供。災害時には自治会を中心とした実効性のある避難支援を行ってため、現在区役所関係各課及び消防署等が地域に対して助言し、避難支援個別計画を段階的に策定中。</p> <p>・福祉避難所については、平成22年度より関係団体（北九州高齢者福祉事業協会、北九州ブロック介護老人保健施設協会、北九州市障害者施設協議会、北九州市障害児施設連盟）等の協力を得ながら設置協定を締結し、施設の共有スペース（ホール・会議室等）を一時的に提供していたことで設置を進めている。【現在61施設（高齢者施設51、障害者施設10）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難支援計画の策定促進 ・福祉避難所の確保、市民の理解の促進
⑤適切なサービス利用の実現のための仕組みの構築	18	相談・支援窓口体制の機能強化	個人や家庭、地域が抱える様々な課題などに対して、総合的かつ迅速に対応していくため、行政内部の連携を強めるとともに、相談支援体制の充実・強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ●区役所窓口のワンストップ化 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月から、それまで複数課に所管が分かれていた保健福祉部門の業務を保健福祉課に統合し、その上で「高齢者・障害者相談コーナー」や「子ども・家庭相談コーナー」等を設置して、ワンストップサービスにより、一層、市民の利便性の向上を図る相談体制を確立した。 ●「いのちとこころの支援センター」 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月に北九州市の自殺対策をさらに強化するため、北九州市立精神保健福祉センター内に「いのちとこころの支援センター」を設置し、こころの健康教育・人材育成事業をはじめ、専門家による自殺の危険性が高い者への相談支援や関係機関・窓口への支援などを行っている。 ●「いのちをつなぐネットワークコーナー」 <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な人が社会から孤立することなく支援を受けることができる地域づくりに取り組む「いのちをつなぐネットワーク事業」においては、平成27年4月から、「生活困窮者自立相談支援事業」をあわせて実施し、北九州市社会福祉協議会、グリーンコープとの連携により相談支援を行っている。 ●「障害者基幹相談支援センター」(ウエル戸畑) <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年10月1日、相談者の利便性向上のための相談窓口の一元化と機能強化のため、「障害者地域生活支援センター」を、「障害者基幹相談支援センター」として再整備。家族や本人から様々な相談を受付ける「よろず相談窓口」であり、家庭訪問を含む相談支援を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように区役所窓口やその他の専門機関とも連携して支援を行っている。 ●「子ども・家庭相談コーナー」(各区) <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげている。 <p>【相談件数】23年度76,648、24年度77,404、25年度76,801、26年度78,881、27年度72,978</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「保育サービスコンシェルジュ」の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・保育を希望する保護者等の相談に応じ、個別のニーズを把握したうえで、認可保育所のほか一時保育や幼稚園預かり保育などの多様な保育サービスについての情報を提供し、待機児童削減につなげるため、平成26年8月から各区役所に1名ずつ保育サービスコンシェルジュを配置。 <p>【相談件数】27年度10,740件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症、高齢者・子どもの虐待等、内容が複雑化した困難事例の増加 ・関係機関同士の連携強化 ・総合保健福祉センターと区役所の連携強化 ・相談員の資質向上

施策	N 0	主な取組	掲載内容	取組内容	課題
⑤適切なサービス利用の実現のための仕組みの構築	19	地域包括支援センターの運営	<p>増加・多様化する高齢者に関する相談に対して、出前主義のメリットを活かして適切・迅速に対応するため、地域包括支援センターの体制の充実を図り、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士のチームアプローチによる質の高いサービスを継続して提供する。</p>	<p>・高齢者の保健・医療・福祉・介護の「総合相談窓口」である地域包括支援センターでは、保健師・主任介護支援専門員、社会福祉士の3種の専門職員が担当しており、地域支援コーディネーターや関連機関と連携、情報共有を図り、質の高いサービスを提供している。</p> <p>・地域のネットワーク構築のため民生委員児童委員協議会等、関係団体の会合にできるだけ参加することにより、啓発活動を行いながら早期に課題を発見し、迅速な支援につなげている。</p> <p>・平成27年10月より市民センターへ地域包括支援センター職員が巡回する「高齢者いきいき相談」を開始し、地域関係者と顔の見える関係づくりができ、高齢者の情報把握が進んでいる。【相談件数482件】</p> <p>・地域包括ケアシステムの構築を目指して、地域ケア個別会議を2ヶ月に1回実施（平成27年度から本実施：計119回）し、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに地域課題等の把握を行い、ネットワークの構築につなげている。</p> <p>【連携件数】23年度99,804件、24年度98,089件、25年度102,714件、26年度102,738件、27年度106,609件</p> <p>【訪問件数】23年度51,673件、24年度49,563件、25年度47,531件、26年度46,166件、27年度45,949件</p> <p>【困難事例相談】23年度11,402件、24年度10,519件、25年度11,225件、26年度11,291件、27年度10,845件</p>	<p>・困難事例に対応するための地域団体・関係機関との連携強化</p> <p>・住民主体の取り組みやNPO等による活動支援</p> <p>・職員の専門性の向上のための地域ケア個別会議の充実</p>
	20	家庭訪問や身近な施設における相談の実施	<p>核家族化が進み、地域における人間関係が希薄となる中、子育てに対する不安や悩みを持つ親などが多くなっています。そのため、子育ての孤立化を防ぎ、子どもの健やかな成長を支援することを目的に、専門職などによる家庭訪問を実施します。また、保育所や幼稚園、学校、市民センター、小児科医などの身近な施設において、通常の業務や活動の中でそれぞれの特性を活かした子育て相談や情報の提供を行うなど、住民の身近な場所での相談を実施します。</p>	<p>・生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師や主任児童委員等が訪問し、支援が必要な家庭に対して適切な指導やサービス提供に結び付けている。養育支援が必要な家庭への保健師、助産師等の専門職による訪問も継続実施している。【生後4か月までの乳児家庭訪問の割合：23年度84.8%、24年度86.3%、25年度88.9%、26年度86.8%、27年度93.0%】</p> <p>・各保育所において、家庭訪問や個人懇談等を通して子どもについて情報交換を行い、保護者との信頼関係を深めるなど、子育て支援を行っている。また、ケース検討や事例研究を行い、保育の質の向上のため研修会を開催。</p> <p>【家庭支援推進保育実施施設数17施設（直営8所＋民間9所）】</p> <p>・私立幼稚園等において、園舎・園庭開放などの子育て支援活動を実施。子育て支援保育補助員を雇用し、子育て支援機能の充実の向上を図った。</p> <p>・特別支援教育相談センターにおいて、併設の北九州市立総合療育センター等とも密接な連携を図りながら、保護者、学校等からの相談に応じている。平成26年度から「早期支援コーディネーター」を配置し、幼稚園や保育所（園）等への働きかけを積極的に行い、適切な就学先決定につなげている。</p> <p>【就学相談申込者数】23年度686人、24年度728人、25年度805人、26年度828人、27年度927人</p> <p>・小中学校でのいじめや不登校などに対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（市内全中学校に配置、小学校へ派遣）と、問題を抱える児童生徒が置かれた複雑な家庭環境に働きかけたり、関係機関との連携の強化を図ったりするスクールソーシャルワーカー（指導第二課内に9名）を配置している。</p>	<p>・関係機関と連携強化と専門職の資質の向上</p> <p>・問題の背景にある家庭環境の改善</p>

施策	N 0	主な取組	掲載内容	取組内容	課題
⑤適切なサービス利用の実現のための仕組みの構築	21	福祉サービスの質の向上の支援	保育所、老人福祉施設などの社会福祉施設において利用者のニーズにあった質の高いサービスを提供するため、従事職員の資質向上を図る研修の実施、「保健福祉オンブズパーソン事業」の活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所における人材の育成及び介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス従事者を対象に、各階層（初任者・中堅者・指導者等）の研修、職種別（ケアマネジャー・ホームヘルパー等）の専門研修、すべての介護サービス従事者に必要な知識・技術（接遇・リスクマネジメント・医学講座等）の研修、介護事業所の経営者や管理者を対象とした労務管理やOJT手法を習得する研修を実施。【研修回数60～65回／年、受講者数3,000人前後／年】 ・各保育所において、家庭訪問や個人懇談等を通して子どもについて情報交換を行い、保護者との信頼関係を深めるなど、子育て支援を行っている。また、ケース検討や事例研究を行い、保育の質の向上のため研修会を開催。【家庭支援推進保育実施施設数 17施設（直営8所＋民間9所）】 ・「保健福祉オンブズパーソン事業」では、受け付けた社会福祉施設等に対する相談・苦情について所管課での調査や改善を依頼。また、当事者間で問題の解決が図れない場合などは苦情申立を含めて利用者に対応し、利用者の権利や利益を保護し、福祉サービスの質の向上を図った。【相談件数】23年度168件、24年度175件、25年度188件、26年度156件、27年度175件【苦情申立件数】23年度3件、24年度4件、25年度5件、26年度2件、27年度0件 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所における高齢者虐待の防止・権利擁護 ・特に配慮を必要とする子どもと保護者の支援 ・福祉人材の確保と職場への定着 ・オンブズパーソン事業の周知
	22	地域福祉権利擁護事業の実施支援	判断能力に不安がある認知症高齢者や精神障害者、知的障害者に日常的な金銭管理や財産管理、福祉サービスの利用手続きの援助を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する社会福祉協議会の事業に対し、補助金を交付している。【契約締結者数】23年度292名、24年度292名、25年度287名、26年度289名、27年度286名【契約件数】23年度402件、24年度388件、25年度367件、26年度362件、27年度365件 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の周知、啓発
	23	保健・医療体制の維持・確保	救急医療や周産期・小児医療など、市民が安心して安全な医療を受けられる体制を維持していくため、市民・消防・医療などとの機能的な連携を推進。また、新型インフルエンザなどの感染症対策の推進など、健康危機管理体制の整備に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・急患センターの運営、テレフォンセンターにおける病院紹介、輪番病院による初期救急体制等により、救急医療体制の維持を図った。本市では、市医師会をはじめとする医療関係者の協力のもと、患者の状態に応じた3つの段階からなる救急医療体制を整備している。比較的軽度な初期救急医療については、かかりつけ医などによる対応のほか、2つの夜間・休日急患センター【小倉北区、八幡西区】、小児救急センター【八幡東区】、市内2ヶ所の休日急患診療所【門司・若松】で対応している。深夜帯については、東西2ヶ所の病院による輪番制で診療を行っている。また、テレフォンセンターは、365日24時間対応で、時間帯・症状にあわせた医療機関の紹介や簡単な医療相談を行っている。 ・周産期母子医療センター4病院を中核とした産科連携体制の維持を図った。分娩を行う病院が減少している状況に適切に対応するため、①ハイリスク分娩を支援する病院群、②通常分娩を行う病院・診療所群、③妊婦健診のみを行う病院・診療所群とで役割分担する連携体制を構築している。【ハイリスク分娩等を支援する基幹病院群：総合周産期母子医療センター2か所（北九州市立医療センター、産業医科大学病院）、地域周産期母子医療センター2か所（国立病院機構小倉医療センター、JCHO九州病院）】 ・軽症から重症患者までの救急医療を提供する小児救急センター（市立八幡病院内に開設）を含め、4つの医療機関が24時間体制で小児の救急患者を受け入れる体制を維持・確保するとともに、市内の小児科との連携を図った。 ・関係団体や医療機関の代表者を委員とした新型インフルエンザ等医療対策専門部会を開催し、国及び県、北九州市の新型インフルエンザ等行動計画、国の新型インフルエンザ等対策ガイドラインに基づき、マニュアルの改定を行うとともに個人用防護（PPE）具等の備品の補充を行った。 ・市民に対し、感染症に関する正しい知識の普及、啓発のため、市ホームページ、市政だより、フリーペーパー、ラジオ等の様々な媒体を通じた情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期・小児医療に関する専門的な医療の提供及び産科・小児科医師の確保

施策	N 0	主な取組	掲載内容	取組内容	課題
⑤適切なサービス利用の実現のための仕組みの構築	24	適切なセーフティネットの構築	セーフティネットとしての生活保護を適正に実施するとともに、就労による自立の支援や不正受給の防止、ホームレスの自立・就労支援などに取り組む。	<p>●就労自立支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的・効果的な取組をすすめるため、キャリアカウンセラー等の配置・増員。 ・ハローワークと連携し就労支援を効果的に進める中、ハローワーク八幡のコムシティ内への移転や小倉北区役所及び小倉南区役所内に生活保護受給者等を対象にしたハローワーク常設窓口の開設。 ・生活習慣等に問題があり、直ちに求職活動を行うことが困難な者等を対象に、就労意欲の喚起や就労に従事する準備としての日常生活習慣等の改善を計画的かつ一貫して支援する就労準備支援事業を実施。 <p>【就労開始・増収(延人数)：23年度1,375人、24年度1,626人、25年度1,700人、26年度1,545人】</p> <p>●不正受給防止対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての受給世帯に対し、保護開始時及び年1回以上、「不正受給防止のしおり」を用い不正受給にならないよう周知徹底を図るとともに、毎年、課税調査を実施。 ・不正受給防止対策員(警察OB)2名のもとにケースワーカー経験のある嘱託員4名を配置し、「生活保護適正化推進調査チーム」を設け、不正受給が疑われるケースの調査等の徹底や警察との連携強化(告訴・被害届の相談等)などを図ってきた。 <p>【不正受給件数：23年度604件、24年度635件、25年度639件、26年度575件】</p> <p>【不正受給金額：23年度226,542千円、24年度251,127千円、25年度192,746千円、26年度200,935千円】</p> <p>●ホームレスの自立・就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援センター入所時に、過去の生活状況、親族等の把握や共同生活を行う上で必要なガイダンスを行うとともに、入所者の生活歴や健康状態等を勘案した自立支援プログラムを策定。 ・社会生活に必要な生活習慣を身につけるため、生活相談指導員によるきめ細かな助言・生活指導等の支援を行った。 ・自立支援プログラムに基づき、自立支援事業職業相談員及び生活相談指導員の連携のもとに職業相談等を行うとともに、自立支援事業職業相談員の派遣を受け、職業相談、求人情報の収集・提供等を行うなど自立支援センター入所者に対する積極的な就労支援を行うなど、就労自立支援を図ってきた。 <p>【退所者数：23年度108人、24年度96人、25年度105人、26年度78人】</p> <p>【就労自立者：23年度57人、24年度38人、25年度48人、26年度32人】</p>	・生活困窮者への効果的な自立・就労支援の実施

施策	N O	主な取組	掲載内容	取組内容	課題
⑥新たな生活課題への対応	25	NPO・ボランティア活動の促進	地域の課題に対して、地域住民が自発的・主体的に取り組む市民社会の形成に向けて、まちづくりの重要な担い手であるNPOやボランティアなどの市民活動を促進するため、ボランティア・市民活動センターや、市民活動サポートセンターを中心に相談受付や活動促進、人材育成のための研修などを実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成や活動促進を図るため、北九州市社会福祉協議会において、ボランティアに関する講座やセミナーの開催、相談受付、関係機関との連携による情報提供、活動先の紹介、安心して活動に従事するための保険の加入助成等の支援を行っている。【平成27年度の活動者数22,722人、活動団体数699団体】 ・市民活動サポートセンターにおいて、NPO・市民活動や協働等に関する相談・助言、情報提供、NPO市民講演会、入門セミナー、活動発表会の開催、団体のマネジメントセミナー、税務相談等の実施(平成24年度からは通常の職員による相談に加え、税理士による会計相談窓口を開設)、NPO法人の設立の認証等に関する支援を行った。【平成27年度の利用者数23,623人、NPO法人数313法人】 	・新たな活動の担い手の発掘、育成
	26	NPOなどによる公益活動の支援	NPO法人又は市民活動団体が専門性などを十分に発揮して行う意欲的かつ先進的な公益活動に対して助成を行うとともに、これらの活動事例を幅広く情報提供することなどを通じて、本市におけるNPO活動のさらなる発展を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人や市民活動団体が専門性を発揮して行う事業や市と協働で行う事業に対して助成を行った。 <p>【補助(応募)件数】</p> <p>○NPO公益活動支援事業 H23年度5(7)、H24年度2(4)、25年度6(9)、26年度7(10) 27年度8(13)</p> <p>○NPO協働提案モデル事業 H23年度6(8)、H24年度4(5)、25年度4(6)、26年度3(5)、27年度2(2)</p>	・団体の人材育成、企画力、資金調達力の向上
	27	民間企業などと協働した地域の防災体制づくり	災害発生時において、市と民間企業、大学、医師会などが連携し、迅速・的確に災害対策及び避難者支援を行うための仕組みづくりを推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難所の運営や避難者の利便性向上、物資の調達や輸送、情報伝達や平常時の防災力強化など、幅広い分野において民間企業や大学と防災に関する協定の締結を進めている。 <p>【協定締結数 23年度5件、24年度4件、25年度5件、26年度3件、27年度1件 計18件】</p>	・災害時に協定が有効に機能する仕組み